

岐阜県知事が宅地建物取引業者に対して行った行政処分情報

- ご利用にあたっての注意事項
- ◆掲載情報に関して

1. 本ページでは、岐阜県知事が行った宅地建物取引業者に対する監督処分情報を提供しています。
2. 利用者が本システムの情報を用いて行う一切の行為について、本システム管理者及び各関係機関における担当部局は何ら責任を負うものではありません。
3. 本システムの掲載情報については、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、本システム管理者及び各関係機関の担当部局に無断で転載等を行うことはできません。また、内容の全部または一部について、本システム管理者及び各関係機関の担当部局に無断で改変を行うことはできません。

行政処分の根拠法令：宅地建物取引業法
公開対象の行政処分：免許取消、業務停止、指示
行政処分情報の公開期間：行政処分を行った日から5年間

処分日	免許証番号	商号又は名称	代表者	所在地	処分内容 ()処分条項	処分理由
令和4年8月8日	岐阜県知事 (1)第4957号	有限会社大和不動産	村井 啓太	岐阜県大垣市今宿1-13	免許取消 (法第66条第1項第3号)	被処分者の役員が法第5条第1項第5号の欠格事由に該当した。
令和5年3月23日	岐阜県知事 (12)第1972号	株式会社匠和組	倉坪 英明	岐阜県飛騨市古川町末広町1-15	指示処分 (法第65条第1項)	被処分者は、宅地建物取引業法(以下、「法」という。)第35条第1項に規定する重要事項について、誤認によって、事実とは異なる内容を重要事項説明書に記載し、重要事項説明を行った。また、法第35条第1項に規定する重要事項の一部について、重要事項説明書に記載せず、説明もしなかった。これらのことは、法第35条第1項に違反する。 以上のことは、法第65条第2項第2号に該当するが、当該違反事実に関し、関係者に損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれないため、宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準Ⅱの1の(4)のアに該当し、法第65条第1項に基づく指示処分となる。
令和6年4月26日	岐阜県知事 (1)第5198号	株式会社トップ・スペース	木村 大	岐阜県岐阜市西明見町18	免許取消 (法第66条第1項第3号)	被処分者の役員が法第5条第1項第6号の欠格事由に該当した。
令和7年9月11日	岐阜県知事 (3)第4689号	株式会社Home prime partners	横井 秀	岐阜県岐阜市西園町17	免許取消 (法第67条第1項)	被処分者の事務所の所在地が確認できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づき、岐阜県公報でその旨を公告したが、30日が経過しても被処分者から申出がなかった。